

八	七	六	五	四	三	二	一	省	平	行	發	平	成	令	國	財		
額	最	払	發	方	募	發	用	振	の	法	發	號	成	二	省	國	債務	
低	額	込	行	法	入	行	等	替	條	法	行	名	二	十六	令	債	的發行等に	
額	面	金	額	額	決	方	項	及	項	及	之	稱	十六	年	第三十	告示	省告示	
金	金	額	額	額	定	法	の	根	之	拠	そ	及	年	七月	號	第	第二百五十四	
五	六	四	額	割	さ	各	札	じる	る	利	振	の	以	利	付	利	五百	
万	千	内	面	り	い	申	に	。)	数	利	回	替	下	律	庫	付	付	百
千	円	二	訳	金	当	も	込	よ	を	值	回	機	適	(平	債	債券	利	五
百	百	十	額	て	の	み	る	競	を	り	格	關	用	成十三	庫	債券	付	十
十	別	二	表	三	で	る	か	の	發	争	い	に	差	年法律	債券	債券	付	四
二	表	三	。ら	う	行	に	う	応	へ	日	機	受	け	第二十三	債券	債券	付	百
億	千	そ	そ	ち	付	。募	第	第	本	行	用	を	う。	号	債券	債券	付	百
千	と	九	九	の	利	し	次	十	銀	行	機	受	う。	号	債券	債券	付	百
九	お	百	百	応	回	て	号	七	行	行	機	を	う。	七	債券	債券	付	百
百	り	九	九	募	り	て	号	者	銀	行	機	規	う。	七	債券	債券	付	百
七	一	十	九	額	格	わ	お	が	行	行	機	定	う。	九	債券	債券	付	百
十三	三	九	億	を	差	れ	い	加	銀	行	機	算	う。	九	債券	債券	付	百
万	万	億	円	順	の	る	て	算	行	行	機	定	う。	万	債券	債券	付	百
八	八	八	八	次	小	入	同	す	銀	行	機	算	う。	八	債券	債券	付	百

十	十	九
三	二	
		一
		發
經	利	發
過		替
		行
利		單
子	率	位
		目
		格

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。  
平成二十六年七月二十九日  
発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$1 + \frac{100 + 表面利率 \times 残存年数}{\left( 第十七号に規定する利回り + 募入利回り格差 \right) \times 残存年数}$$

(工) 別表のとおりの決定期は式期各総／利号過日零。  
表募、に由り払込金額算出しの通じし債券各行の象徴對象發行の發支なる。  
知加たる額の金を受けた者の次を払す。  
額利の第の發は率前十経行、  
金の債らでがに算込。かま日合場象日日期國面債國からて算込。



(別表)

(一) 利 第二付 六十国 十年庫 二～債 回券 )	(二) 利 第十付 三年國 百～庫 五債 回券 )	(三) �利 第十付 三年國 百～庫 四債 回券 )	名称 及び 記号
○ ・ 八 %	一 ・ 三 %	一 ・ 三 %	利率 (年)
日年平 六成 月三 二十 十五	十年平 日十成 二三 月十 二一	日年平 九成 月三 二十 十一	償還期限
千 一 億 円	四千 億七 円百 六 十	四千 億二 円百 三 十	(一) 発 額 面行 金額 )